

釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定方針（案）

1. 策定の背景

我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的として、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。

この法律の第 10 条には、市町村が、「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」の策定に努めなければならないとされている。

国が平成 26 年 12 月に策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、今後策定予定の北海道の人口ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、本市における人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及び今後 5 年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「釧路市版総合戦略」という。）」を策定する。

2. 基本的な方針

本市の人口動向をみると、平成 52(2040) 年には、現在の人口の 6 割程度まで減少すると推計されており、年少人口、生産年齢人口の減少などを踏まえた持続可能な都市づくりが重要な課題である。

こうした中、本市においては、「都市経営」の視点を持って、地域の限られた資源を経済社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資し、市民の方々が豊かさを感じることができる成長戦略を構築する基盤づくりとして、「財政健全化推進プラン」、「市役所改革プラン」、「政策プラン」からなる「都市経営戦略プラン」を策定し、これまで様々な取組を進めてきたところである。

また、本年 2 月には、本市における少子化問題が、地域経済の根幹を揺るがしかねない「待ったなし」の課題であることから、次代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる社会を実現するため、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定したところである。

釧路市版総合戦略は、都市経営戦略プランの一つである「政策プラン」や、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を基本として、既存の釧路市総合計画や個別行政計画との整合性を図りつつ、本市の実情に基づき、国から提供される地域経済分析システム等も活用しながら、不足している視点や施策などの検討を一層深め、まち・ひと・しごとの創生に向け、今後の将来を展望し、持続可能なまちづくりを進めていくため策定するものである。

3. 計画期間

釧路市版総合戦略の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。

4. 策定内容

①人口ビジョン

人口ビジョンは、釧路市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示し、まち・ひと・しごと創生の実現に向け効果的な施策を構築する基礎となるものである。

人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間（2060 年）を基本として、人口推計などを行うものとする。

②総合戦略

総合戦略は、人口ビジョンの目指すべき将来の方向と人口の将来展望を踏まえ、効果の高い施策を集中的に実施していく観点から、今後 5 年間の基本目標、施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものである。

また、目標には数値目標を設定し、具体的な施策については、それぞれに客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定するものとする。

5. 基本的視点（政策の柱）

釧路市版総合戦略の基本的な視点として、国の総合戦略の 4 つの政策分野、北海道のまとめた「本道における人口減少問題に対する取組指針」などを勘案し、下記の政策分野を重点として設定し、今後の基本目標や具体的な施策の構築を進めるものとする。

なお、下記の項目は、現時点における視点を明記したものであり、今後の策定過程の中で見直す場合もある。

(1) 地域経済のプラス成長と雇用の創出を図る

- ・本市の地域資源を最大限に活かし、域内循環や外貨の獲得など産業のポテンシャルをこれまで以上に高め、プラス成長を目指した施策の展開。
- ・しっかりとした生産体制がとれる地盤づくり。
- ・地域の中核企業の支援や企業の地方拠点強化に向けた施策の展開。
- ・未来の釧路を支える人材の確保、育成。
- ・就労環境の改善や事業者の更なる生産拡大や販路拡大を通じた、雇用機会の確保や雇用の創出。

(2) 釧路らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す

- ・人口減少を補完できる仕組みづくり（大都市圏からの移住・長期滞在や U・I・J ターンの促進、交流人口の拡大など）。
- ・高等教育機関と連携した活性化。

(3) 子どもを産み育てたいという希望をかなえる

- ・次代を担う子どもたちが、喜びを持ちこのまちで明るい未来を築くことができる環境づくり。
- ・安心して子どもを産み、子育てができる環境づくり。
- ・結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援。

(4) 安心な暮らしをつくる

- ・地震や津波など様々な自然災害にも対応し、互いに助け合い安心して暮らせるまちづくり。
- ・地域包括ケアシステムの構築をはじめとする福祉や医療機能の充実などの安心な暮らしづくり。

(5) 人口減少に対応した地域をつくる

- ・コンパクトなまちづくり、公共交通をはじめとする都市機能の集積とネットワーク化、公有資産マネジメントなどの人口規模に見合った資産管理の推進。
- ・東北海道圏域の中核都市として、定住自立圏など近隣市町村との連携による拠点性の向上。